

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 一戸町内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (2) 次に掲げる条件を満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。）でないこと。
 - ④ 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格資格者名簿に登載されていること。
 - ⑤ 入札の日において、岩手県から、物品購入などに係る指名停止措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ⑥ 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - ⑦ 町税の滞納がないこと。

2 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和 7 年 10 月 16 日（木）の正午まで（土曜日と日曜日及び祝日を除く。以下同じ。）

イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先

ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)への回答は、入札日前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3 設計図書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは当日限りとする。

4 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する物品に係る購入契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は満たさないと足りる確認がなされた場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

① 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

② 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。）でないこと。

④ 町税の滞納がないこと。

5 その他

(1) 手続における交渉は無いこと。

(2) 提出された書類は返却しないこと。

(3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

(4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

(5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。